

# スポーツ紛争における適切な紛争解決手続の検討

—イタリアとの比較を中心に—

横溝 大\*

Giorgio Colombo\*\*

抄録

本研究は、我が国におけるスポーツ紛争に関する適切な紛争解決手続のあり方を、イタリアとの比較を通じて検討したものである。具体的には、2014年のイタリアにおけるスポーツ紛争に関する紛争処理手続に関する改革を参考としつつ、日本スポーツ仲裁機構が提供する仲裁・調停と、各スポーツ団体が有する内部的な手続、さらに裁判所における訴訟による紛争解決の間の適切な役割分担を模索し、必要であれば一定の改革を提言することを目指した。

イタリア法改正の要点は、①世界アンチ・ドーピング機関（WADA）との整合性の確保の他、②全ての団体における内部紛争処理手続を二審制に統一した点、③裁判手続により類似した独立、排他的な手続としてスポーツ紛争処理手続を整備した点にある。これらの改正に対しては、①サッカーにおける内部紛争処理手続を基礎としているが、金銭的に対応出来ない団体もある点、②特にドーピングにおける憲法的規範との衝突（ドーピング検査と個人情報保護との対立、禁止期間と労働の権利との対立等）といった点が批判されている。

イタリア法改正に関する議論から示唆を得つつ、我が国におけるスポーツ紛争処理手続の現状を踏まえ、本研究では次のような提言を行った。選手の金銭的利益や人権に深刻な影響を及ぼす紛争については、国家裁判所の権威がスポーツ仲裁よりもより効果的であり得るため、この点に関し、自動応諾条項の存在が、選手による国家裁判所の利用を妨げることがあってはならない。また、スポーツの多様性の観点からは各スポーツ団体が紛争解決処理手続を持つことが望ましいが、金銭的問題・中立性の問題から、現状ではJSAAによるスポーツ仲裁の意義を認めるべきであろう。

キーワード：スポーツ紛争， イタリア， スポーツ仲裁， 紛争処理手続

---

\* 名古屋大学大学院法学研究科 〒464-8601 名古屋市千種区不老町

\*\* 名古屋大学大学院法学研究科 〒464-8601 名古屋市千種区不老町

# Reflections on the Appropriate Dispute Resolution Proceedings on Sports Disputes in Japan

—In Comparison with Italian Law—

Dai YOKOMIZO\*  
Giorgio COLOMBO\*\*

## Abstract

The objective of this research is to find appropriate relations among the Japan Sports Arbitration Agency (JSAA), which was established in 2003, state courts, and dispute resolution bodies within sports associations. Considering implications from Italian Law and the current situation in Japan, the conclusion is as follows: under the current situation in Japan, the JSAA is significant for athletes in a variety of sports, in particular in areas where the associations cannot establish their own dispute resolution system. However, on the one hand, it is desirable for an athlete to resort to court in cases where it has adopted it, thus, if necessary, the JSAA should amend the provision so that a court would be open to an athlete after the association's adoption of the provision. On the other hand, ideally it is desirable that each association has its own dispute resolution bodies from the viewpoint of expertise. However, in order to achieve that situation, financial problem and governance problem should be resolved.

Key Words : sports disputes , Italy , sports arbitration, dispute resolution proceedings

---

\* Nagoya University Furo-cho, Chikusa-ku Nagoya, 464-8601

\*\* Nagoya University Furo-cho, Chikusa-ku Nagoya, 464-8601

## 1. はじめに

本研究は、我が国におけるスポーツ紛争に関する適切な紛争解決手続のあり方を、イタリアとの比較を通じて検討したものである。具体的には、2014年のイタリアにおけるスポーツ紛争に関する紛争処理手続に関する改革を参考としつつ、日本スポーツ仲裁機構が提供する仲裁・調停と、各スポーツ団体が有する内部的な手続、さらに裁判所における訴訟による紛争解決の間の適切な役割分担を模索し、必要であれば一定の改革を提言することを目指した。

## 2. 目的

我が国においては、スポーツ紛争に関する紛争解決手続としては、2003年に設立された日本スポーツ仲裁機構(JSAA)が提供する仲裁・調停があるが、その利用頻度はそれ程多くなく、日本サッカー協会のように、分野によってはスポーツ団体が有する規律委員会等の内部紛争解決手続により紛争解決がなされている場合も少なくない。また、裁判所による訴訟によっても一定の紛争解決がなされている。このような現状がスポーツ紛争の実効的解決にどの程度貢献しているか、また、スポーツ紛争の適切な解決に関してこれらの各紛争解決手続がどのように利用されるべきかは、必ずしも明らかとは言えない。

とりわけ、日本スポーツ仲裁機構が折に触れ言及する、スポーツ紛争が「法律上の争訟」に当たらず裁判において解決することが出来ないという見解は、国際的に受け容れられておらず、我が国も含め実際には裁判所を通じた紛争解決もなされていること、また、スポーツ団体が有する内部紛争手続の質にも様々なものがあり、とりわけ資力の豊富なスポーツ団体が有している手続は、その専門性や裁定者の質において、スポーツ仲裁機構よりも優れていることがあり得る。そこで、これらの紛争解決手続の特性や問題点を明らかにしつつ、スポーツ紛争の類型に応じた役割分担を追求し、必要であれば個々の手続に関する改善を提言することが本研究の目的であった。

## 3. 方法

上述の目的を達成するため、本研究では、イタリアとの比較を通じて検討を行うこととした。イタリアは、2014年6月にスポーツ仲裁に関する紛争解決手続制度を大幅に修正し、それまでのスポーツ仲裁廷を廃止し、二審制の裁判手続に類似した統一的

な紛争解決手続を導入した。新たな紛争解決手続の実効性に関しては今後の展開を待たねばならないが、一方では仲裁を廃止しつつも、他方では通常の家裁判所から独立した自律的な紛争解決手続を導入することを決定したイタリアの立法過程における議論の検討を通じて、スポーツ紛争に関するそれぞれの紛争解決手続の特性と問題点・改善点を明らかにするための示唆を得ることが出来ると考えたためである。また、その際には、文献情報からは得ることの出来ない利害関係者の考えをも参考にするため、日伊のスポーツ団体・協会への訪問・インタビューが必要であると考えた。研究開始時に構想した方法は以下の通りである。まず、文献情報を中心に、共同研究者である Colombo がスポーツ紛争に関する紛争解決手続に関するイタリアの近時の改正について、横溝が日本のスポーツ紛争に関する紛争処理手続について検討する。次に、日伊における制度の比較を通じて問題点を明らかにした上で、日伊のスポーツ協会を訪問し、関係当事者に対するインタビューを行い、文献情報では確認出来なかった点を補完する。その上で、国際ワークショップを開催し、内外の有識者の前で中間成果を共同で発表して、そこでの質疑応答を通じて研究に対するフィードバックを得る。これらを踏まえ、最終成果として論文を共同で執筆し、学術雑誌を通じて公表することとする。

実際には、以下の研究活動を行った。

2016年6月1日、名古屋大学において Colombo 准教授と第1回の会合を行い、本共同研究の目標、扱う問題、役割分担、スケジュール、予算等を確認し、研究を本格的に開始した。

同年7月28日、名古屋大学において Colombo 准教授と第2回の会合を行い、横溝が日本におけるスポーツ紛争に関する紛争処理手続について、Colombo がイタリアにおける紛争処理手続について報告し、比較すべき問題を論じた上で、イタリアでのインタビューについて人選や質問等、方向を確認した。

イタリアでは、同年9月20日、21日にローマにおいて Colombo が、27日に横溝・Colombo がミラノにおいてインタビューを行った。20日は、Law Firm Ferrante Lombardi Caiaffa e Associati において Mr. Marco FERRANTE and Ms. Letizia LOMBARDI と、Law Firm Oliverio - Isportlaw において Mr. Alessandro OLIVERIO とそのチーム (<https://twitter.com/isportlaw/status/778549326649913344>) に対しインタビューをし、イタリアにおける2003年と2014年のスポーツ紛争解決手続の改正につき、内容と問題点を確認した。21日は、

イタリアオリンピック委員会において、スポーツ司法高等裁判所事務局との会合をし、2014年改正についての文書を手に入れた。27日は、横溝・Colomboと間で事前に情報を共有した上で、Fabio Iudica ミラノ大学教授に対し彼の法律事務所において、それまでのインタビューにおいて分からなかった点について確認した。最後に、28日は、ミラノ大学において、Iudica 教授が行っているスポーツ法に関する講義について資料を手に入れた。

以上の活動を通じて、日伊双方の間での相違が明らかになると共に、各団体の内部処理手続についてのガバナンスの問題、とりわけドーピング手続とプライバシー、労働する権利といった憲法上の権利との相克等、共通した重要な問題を明らかにすることが出来た。

その後、10月31日(月)に東京において、スポーツ紛争に詳しい山崎卓也弁護士(Field-R 法律事務所)及び大橋卓生弁護士(虎ノ門共同法律事務所)へのインタビューを行った。山崎弁護士に対するインタビューでは、国際サッカー連盟(FIFA)における紛争解決処理手続の概要や、スポーツ紛争の解決にとって紛争解決機関を利用する際のコスト、機関の専門性及び中立性が重要な要素であることを伺うことが出来た。また、大橋弁護士に対するインタビューからは、日本のスポーツ団体における内部紛争処理手続が十分に機能していないという現状について知ることが出来た。

以上の研究を踏まえ、2017年2月2日(木)に、名古屋大学において国際ワークショップ“Sports Dispute Resolution in Italy and Japan”を開催し、研究成果を発表して有識者からのフィードバックを得た。ワークショップには、ディスカッサントとして、小川和茂氏(日本スポーツ仲裁機構理解増進事業専門員)、生田圭弁護士(長島・大野・常松法律事務所)、山田尚史(フェニックス法律事務所)を招聘し、まず、Colomboが“Sports Justice in Italy”というテーマで、次に横溝が“Sports Dispute Resolution in Japan”というテーマでそれぞれ30分ずつ報告を行い、ディスカッサント3名にコメントを得た上で討論を行った。ワークショップにおいては、JSAAとの自動応諾条項が存在していたにも拘らず、選手が裁判所に訴えを提起した未公表事例や、スポーツ紛争において弁護士として相談を受けた際に考慮した要素、また実務家から見たJSAAの意義と問題点、さらにアイルランドにおけるスポーツ紛争処理手続等、多くの有益な知見を得ることが出来た。

研究成果については、日本においては名古屋法政論集において日本語による論文で、イタリアではス

ポーツ法に関する学術雑誌である *Rivista di diritto sportivo* においてイタリア語で、共同論文を近い将来公表する予定で執筆を進めているところである。

#### 4. 結果及び考察

本研究を通じて明らかになった点は以下の通りである。

##### (1) イタリア法改正と日本への示唆

まず、スポーツ紛争解決に関するイタリア法の動向についてであるが、イタリアでは、2003年と2014年に大きな法改正があった。従来は、各スポーツ団体内部に仲裁手続が備わっていたものの、一審制か二審制かはスポーツ団体毎にまちまちであった。また、上訴機関としてイタリアオリンピック委員会(Italian Olympic Committee : IOC)という公的機関が存在していたものの、同機関については、その独立性や、行政裁判所との関係を巡り、議論が混乱した状況にあった。

法改正の要点は、①世界アンチ・ドーピング機関(WADA)との整合性の確保の他、②全ての団体における内部紛争処理手続を二審制に統一した点、③裁判手続により類似した独立、排他的な手続としてスポーツ紛争処理手続を整備した点にある。これらの改正に対しては、①サッカーにおける内部紛争処理手続を基礎としているが、金銭的に対応出来ない団体もある点、②特にドーピングにおける憲法的規範との衝突(ドーピング検査と個人情報保護との対立、禁止期間と労働の権利との対立等)といった点が批判されている。

上述したイタリア法改正を巡る議論からは、団体内部手続との関係、及び、憲法上の問題の2点について、一定の示唆が得られると思われる。

まず、団体内部手続との関係については、各団体に紛争処理手続を要求することの適切性が問題となる。すなわち、一方で、各スポーツの多様性を維持するために、団体内部で紛争処理手続を整備することは重要であるものの、他方において、金銭的問題、及び、裁定者の質の確保の困難という問題からすれば、イタリアのようにあらゆるスポーツ団体に二審制の紛争解決手続の整備を要求することは、我が国においては現実的な選択肢として適切ではないのではないか、ということである。そこで、自ら紛争解決手続を整備する金銭的能力を有しないスポーツ団体が、自動応諾条項を採用することにより、JSAAを利用しスポーツ仲裁を利用することを選手に認めることには、我が国の現状では十分に意義のあることであると考えられる。

次に、憲法上の問題として、イタリアにおいてはドーピング検査と個人情報保護との対立や、出場停止期間と労働の権利との対立が問題視されており、これらの対立は、将来我が国でも問題となるのが容易に予想される。このような人権上の問題については、裁判所による公権的判断が適切なのではないだろうか。

## (2) スポーツ仲裁と国家裁判所・内部手続との調整について

日本スポーツ仲裁機構におけるスポーツ仲裁の利用に関し、自動応諾条項を採用した団体は、現在でも44.6%に留まる。他方、スポーツ紛争を裁判所で審理した事例は実際は少ない（最近の事例として、東京地判平成26年4月14日2014WLJPCA04148005）。裁判例の傾向としては、選手の金銭的利益に深刻な影響を与える場合、また非常に人気のあるスポーツに関する場合には、裁判所は訴えを却下せず判断を下して来たと言及することが出来る。尚、スポーツ団体の内部紛争処理手続は、現在の日本では未成熟であり、手続を有する団体は、日本サッカー協会等少数に留まる。

スポーツ仲裁には、迅速性等の点で魅力があるが、裁判所による介入が有益な状況もまた存在する。第一に、スポーツ団体が自動応諾条項を採用していない場合には、スポーツ団体の決定に対する裁判所の介入が、スポーツ団体内部の紛争解決手続の整備、或いは、自動応諾条項の採用に寄与することが考えられる。第二に、選手の金銭的利益や人権に深刻な影響を及ぼす紛争については、国家裁判所の権威がスポーツ仲裁よりもより効果的であり得る。この点に関し、自動応諾条項の存在が、選手による国家裁判所の利用を妨げることがあってはならない。自動応諾条項は、そのように解釈されるべきであるし、もし裁判所への途が閉ざされるのであれば、JSAAは異なる紛争解決条項（追加的にスポーツ仲裁を認める条項）の導入を検討すべきである。

JSAAによるスポーツ仲裁とスポーツ団体内部の紛争解決処理手続との関係については、スポーツの多様性の観点からは各団体が紛争解決処理手続を持つことが望ましいが、金銭的問題・中立性の問題から、現状ではJSAAによるスポーツ仲裁の意義を認めるべきであろう（但し、JSAAにおける仲裁人の質の確保は今後も課題であり続けるだろう）。

## 5. まとめ

選手の金銭的利益や人権に深刻な影響を及ぼす紛争については、国家裁判所の権威がスポーツ仲裁

よりもより効果的であり得るため、この点に関し、自動応諾条項の存在が、選手による国家裁判所の利用を妨げることがあってはならない。また、スポーツの多様性の観点からは各スポーツ団体が紛争解決処理手続を持つことが望ましいが、金銭的問題・中立性の問題から、現状ではJSAAによるスポーツ仲裁の意義を認めるべきであろう。これが本研究の結論である。

## 参考文献

- 平成25年度文部科学省委託事業スポーツ仲裁活動推進事業『諸外国におけるスポーツ紛争及びその解決方法の実情に対する調査研究』報告書
- Dai YOKOMIZO, “Sports Arbitration in Japan”, *Contemporary Asia Arbitration Journal*, Vol. 7, No. 2 (2014), pp. 341-355

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

